

第14節 災害時医療整備計画

関係機関	健康課・市立病院・医師会
------	--------------

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

第1 連絡体制の整備

災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握するため、あらかじめ医療機関及び医療救護班との情報連絡方法など連絡体制の整備を図る。

第2 医療体制の整備

1 医療救護班の編成

市は、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について和泉市立病院及び和泉市医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。

2 医療救護班の受け入れ窓口等

医療救護班の受け入れ窓口を市立病院に設置し、あらかじめ救護所への配置調整を行う体制の整備をしておくものとする。なお、和泉市医師会との連絡調整に係る体制の整備は健康課とする。

3 救護所の整備

(1) 救護所の設置

市は、負傷者が多数発生した地域において、応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うものとする。また、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行うものとする。

(2) 資機材の整備

災害現場付近に設置する応急救護所、また避難所等に併設される医療救護所の設置に備え、テント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。

第3 後方医療体制の整備

救護所では対応できない患者に対し、被災を免れた全ての医療機関で医療活動を実施する。このため、市の医療救護活動の拠点となる市立病院を市災害医療センターとする。

なお、府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療センター」及び「災害時医療協力病院」を指定している。

第4 医薬品等の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、定期的に整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、和泉市薬剤師会、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

第5 搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保及び重症度、緊急度にあった適切な搬送体制の確立を図る。

第6 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専

門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第7 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかけるものとする。

資料編	市域にかかる災害医療センター等一覧 和泉市医師会災害救助隊組織図
-----	-------------------------------------